

令和8年7月1日

陳 情 文 書 表

文 教 常 任 委 員 会

陳情番号	7 2	付議年月日	7 . 6 . 2 3
件 名	奨学金の返還を支援する制度について陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
文 教 常 任 委 員 会	横浜市神奈川区三枚町 5 4 2 - 1 0 教育を良くする神奈川県民の会 代表 小 山 和 伸		
1. 陳情の要旨 優れた人材が教育職に就くように学生の教育職への魅力を高めるため、在学中に貸与された奨学金の返還を支援する制度を導入していただきたい。 2. 陳情の理由 教育は国家の根幹であり国家百年の大計です。特に、我が国のように資源が乏しい国では、国家の発展を支える原動力は人です。「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成」するという教育基本法が定める目標を達成するには教育の質の向上が不可欠です。 教育の質は教師によって左右されます。教師はわが国の将来を担う国民を育成するという崇高な使命を担っており、優れた人材を確保するためには、教育職に魅力がなければなりません。一方、教師に期待される業務が多岐にわたり、長時間勤務が常態化して教職調整額では補いきれない実態もあり、加えて、大量退職・大量採用を背景に教師の採用倍率は大幅に低下し、教師の不足は深刻な事態となっております。 こうした状況下で、地方自治体によっては、教師の奨学金返還を支援する制度を導入しつつあります。東京都では本年度より、大学卒業後に都内で教員や自治体の技術職員として就職した場合、奨学金返還額の半分以上を肩代わりする制度を始めました。また川崎市では、小学校や中学・高校の教員採用試験の成績上位者を対象に、最高で200万円の奨学金の返還を支援する制度を始めました。 教育職の奨学金については過去に返還免除制度がありましたが、教員の採用倍率の改善や奨学金に充てる資金の効率的運用などを理由に、平成10年～15年に廃止になった経緯があります。しかし、取り巻く環境は当時と全く変わりました。つきましては、優れた人材が教育職に就くように学生の教育職への魅力を高めるため、在学中に貸与された奨学金の返還を支援する制度を導入するよう陳情致します。 以上			

陳情番号	101	付議年月日	8 . 5 . 18
件 名	正規教員の増員を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
文 教 常 任 委 員 会	横浜市戸塚区平戸3-28-5 大和田方 臨時教職員制度の改善を求めるかながわ連絡会 代表 荒 井 文 昭		
【陳情の趣旨】 日頃より、神奈川県の子どもたちに豊かな教育を保障するためにご尽力いただき、ありがとうございます。 昨年度、神奈川県では、小・中学校・高校・特別支援学校における定数内欠員が2000名を超え、欠員に対して臨時的任用職員を300名以上も配置できない状況となっていました。さらに、産・育休代替を担う臨時的任用職員も不足し、各学校では慢性的な教員不足が続いていました。 「教職員定数標準法」は、「教職員の配置の適正化を図るため、・・・教職員定数の標準について必要な事項を定め、もって教育水準の維持向上に資することを目的とする。」としています。教職員定数が充足されていない現在の未配置状況は、教育水準の低下を意味し、保護者・県民の信頼を揺るがす大問題です。 総務省自治行政局公務員部発行の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」には、「各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきです。」とあります。文部科学省も、令和6年7月9日発出の『『教師不足』への対応等について（アンケート結果の共有と留意点）』において、「各教育委員会において設定している正規教員の割合などの目標に照らして、正規教員の比率向上に取り組んで頂くとともに、いまだ正規教員の採用に関する目標設定を行っていない教育委員会においては、教員採用計画の中で、全国の状況も参照しつつ目標とする正規教員の割合等を設定するなどの取組を進めていただきますようお願いいたします。」と正規教員の増員を求めています。 2009年の県議会文教常任委員会では、今後の教員人材の確保について問われ、県教育委員会の当時の教職員人材担当課長は、「臨時的任用職員という形で既に教壇に立って力を付けている方々が多くおり、積極的に正規教員に登用していくような仕組みづくりを検討している」と答弁しました。教員採用における選考は、神奈川県人事委員会規則では、「当該職の職務遂行の能力の有無を、選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとする。」とされており、長年任用され続けている臨時的任用職員の職務遂行能力を正當に評価する採用選考制度が求められています。 つきましては、以下の点について陳情いたします。 【陳情項目】 1. 定数内に占める正規教員の比率を向上させるため、正規教員を大幅に増員してください。 2. 正規教員の採用にあたっては、経験ある臨時的任用職員を積極的に登用してください。			

陳情番号	102-2	付議年月日	8.5.20
件名	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 学校教育の中立性と透明性を守る神奈川県民の会 神奈川県代表 出井健三郎 外1人		
【陳情理由】			
高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、わが国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動です。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にあります。 平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。 教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。 本陳情を通し、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。 亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されています。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。 さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係、地政学などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。 文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、府立学校及び大阪府知事認可の私立学校を対象に、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。			

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、神奈川県教職員組合（神教組）をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。自治体内でも教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内外や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。

教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、神奈川県において、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

①高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。
また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

（私立高校も含む）

③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。あわせて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。

（私立高校も含む）

④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について、実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。（私立高校も含む）